## 役員の給与及び退職手当の支給の基準

令和2年4月1日現在

当基金においては、平成14年3月15日の閣議決定「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」を踏まえ、役員の給与及び退職手当の支給基準を以下のとおり定めています。

## 1. 給与

給与の種類	支 給 基 準 等
俸 給	理事長 月額 672,000円
	理事月額 549,000円
期末手当	{俸給月額+(俸給月額×0.25)+(俸給月額×0.20)}×支給率(※) (※)支給率:年3.40ヶ月

## 2. 退職手当

退職時における俸給月額×10.4625/100×在職期間(月数)×業績勘案率(※) (※)主務大臣が0.0から2.0の範囲で当基金の業績に対する評価に応じて決定する率